令和4年1月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第702号 損害賠償請求控訴事件(原審:名古屋地方裁判所令和2年(ワ)第4729号)

口頭弁論終結日 令和3年12月17日

判

名古屋市緑区滝ノ水2丁目1702番地の11

控 訴 人 多 田 雅 史

名古屋市天白区御前場町258番地

被控 訴 医療法人社団幹和会 同代表者理事長 鬼 武 錢 幹 同訴訟代理人弁護士 彩 吉 野 同 植 木 祜 矢 ほか

**文** ″

1 原判決を次のとおり変更する。

主

- 2 被控訴人は、控訴人に対し、5000円及びこれに対する令和2年3 月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は,第1,2審を通じてこれを1200分し,その1を被控 訴人の負担とし,その余を控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、100万円及びこれに対する令和2年3月31日 から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。